

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」等の 閣議決定について



平成 25 年 10 月、水銀に関する水俣条約の採択を受けて、第 189 回国会(平成 27 年通常国会)において「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が成立し、平成 27 年 6 月 19 日に公布されています。そこで、具体的な排出基準等を検討するため、平成 27 年 12 月に、中央環境審議会において「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について」が諮問され、平成 28 年1月より、同大気・騒音振動部会に設置された大気排出基準等専門委員会において、水銀排出施設の種類・規模、排出基準、要排出抑制施設の種類、排ガス中の水銀の測定方法について検討が行われてきました。

さらに大気排出基準等専門委員会において「水銀大気排出抑制対策について(第一次報告書)」が取りまとめられました。

この報告を受け、平成 28 年 6 月 7 日に開催された大気・騒音振動部会(第 11 回)における審議を経て、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」が取りまとめられ、6 月 14 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

これらを踏まえて、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が、6 月 14 日に閣議決定され、平成 28 年 9 月 7 日に公布されました。

今般の政令改正等では、水銀等の排出抑制について自主的取組が求められる要排出抑制施設として、鉄鋼製造施設のうち焼結炉及び電気炉を指定したほか、改正法の施行期日を平成 30 年 4 月 1 日(条約の発効が平成 30 年 4 月1日後となる場合は、条約の発効日)としています。

当社では、製品や環境中の水銀、カドミウム、鉛など有害金属の分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 9 月 2 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 竹下尚長